

「教科書採択における公正確保の徹底について」
「令和 9 年度使用教科書の採択事務処理について」
－文部科学省初等中等教育局長通知より（令和 8 年 3 月 3 1 日）－

福島県教育庁義務教育課

1 教科書採択の公正確保の徹底について

（1）教科用図書選定審議会の委員又は調査員等の選任について

- 教科書採択に直接の利害関係を有する者は委員となることはできないこと。教科書の調査研究を行う調査員についても同様であること。
- 教科書採択に直接の利害関係を有しないまでも、個別に意見聴取を受け、著作・編集活動に一定の協力を行うなど、特定の教科書発行者と関係を有する者を、選定審議会委員又は調査員等として選任することは適当ではないこと。
- 選定審議会委員や調査員等の選任及びこれらの者の具体の審議や調査研究に当たっては教科書発行者との関係について聴取又は自己申告を求めるなどした上で、特定の教科書発行者と関係を有する者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。また、著作編修関係者名簿を参照すること。

（2）教科書見本の取扱いについて

- 教育委員会関係者若しくは教員等の学校関係者その他教科書採択に関与する者が、教科書発行者に対して、教科書見本の献本又は貸与を求めることのないよう留意すること。
（教科書見本の送付数の上限については、毎年度、文部科学省から教科書発行者に通知しているので、それを超える数は認められない。）
- 資料の名称を問わず、有償の商品やサービスを無償又は廉価に提供を受けるなど教科書発行者からの不当な利益供与は禁止されていることにくれぐれも注意すること。

（3）過大な宣伝行為等への対処について

- 文部科学省から各教科書発行者に対しては、過大な宣伝行為を慎むよう指導を行うとともに、一般社団法人教科書協会においても各会員に対して教科書発行者行動規範の遵守を求めている。このため、各教育委員会等においても、これらを十分に踏まえ、域内の学校とも情報共有をはじめ密に連携した上で、事前に適切な措置を講ずること。
- 教科書採択に係る教育委員会の会議を行うに当たっては、静ひつな審議環境の確保等の観点から検討を行い、会議の公開・非公開を適切に判断するとともに傍聴に関するルールを明確に定めておくなど、適切な審議環境の確保に努めること。
- 文部科学省から教科書発行者に対しては、宣伝行為等の過熱を防止するため、採択期間（4 月 1 日～8 月 3 1 日まで）においては、教科書に関する講習会又は研修会等を主催しないよう、また、関与しないよう指導しているところであり、各教育委員会・学校等においてもその趣旨を理解した上で、適切に対応すること。

(4) 教科書発行者との関係について

- 教科書の著作・編集活動の一環であったとしても、教科書採択の公正性・透明性に疑問を生じさせる行為とも受け止められかねないことから、教科書発行者と健全かつ適切な関係を保つよう、全ての学校・教員等に対して指導を徹底すること。
 - ・ 適正な労務に対する対価として金銭等を受け取る場合、受け取らない場合であっても、その可否・手続き等については、法令や条例・規則等に従う必要がある旨の周知を行うこと。
 - ・ 服務監督権者において、教員等からの相談に対応するなど適切な指導・助言を行うこと。
 - ・ 教員等が法令等に違反して、不適切な行為に関与し、又は荷担した場合には、懲戒処分を含めて厳正に対処すること。

(5) 文部科学省に対する情報提供について

- 本通知及び教科書発行者行動規範に違反する行為をはじめとして、教科書発行者による不適切な行為である場合には、速やかにその所属する教育委員会・学校等に対して報告すべき旨を、全ての教員等に対して指導すること。

(6) 検定申請本の取扱いについて

- 検定申請本は、その内容について厳格な情報管理が求められていることから、教科書採択を勧誘するための営業活動に使用することは一切認められていないものであり、その旨を、教科書検定制度の意義・役割とともに、全ての学校・教員等に対して周知を徹底すること。
- 著作編修関係者名簿に記載された教科書の著作・編集者等及び教師用指導書の執筆者については、検定期間中に検定申請本又はその内容の一部を了知することとなり、これらの者については特定の教科書発行者と関係を有することから、これらの者が教科書採択に関与することのないよう留意すること。

2 教科書採択方法の改善について

(1) 採択権者の判断と責任について

- 教科書の採択に当たっては、国公立を問わず、教員等の投票によって決定されるようなことはもとより、十分な審議や調査研究を経ずこれまでの慣例のみによって決定されたり、事実上、一部の特定の教員によって決定されたりするなど、採択権者の責任が不明確になることがないよう、採択手続の適正化に努めること。
- 教育委員会の教育長及び教育委員が十分な時間的余裕を持って教科書見本を閲覧し、その内容について適時吟味することができるような環境を整えることが必要であること。

(2) 教科書の調査研究の充実について

- 教科書の調査研究については、必要な専門性を有し、公正・公平に教科書の調査研究を行うことのできる調査員等を選任し、各教科ごとに適切な数配置するなど体制の充実を図るとともに、調査員等が作成する資料については、採択権者の判断に資するよう一層充実したものとなるよう努めること。
- 調査員等が作成する資料においてそれぞれの教科書について何らかの評定を付す場合であっても、その資料及び評定について十分な審議を行うことが必要であり、必ず首位の教

教科書を採択・選定、又は上位の教科書の中から採択・選定することとするなど、当該評定に拘束力があるかのような取扱いを行うことにより、採択権者の責任が不明確になることがないように留意すること。

(3) 教科書の採択期限について

- 義務教育諸学校において使用される教科書の採択については、規定により、当該教科書が使用される年度の前年度の8月31日までに行わなければならないとされていること。

(4) 同一教科書の採択期間について

- 義務教育諸学校において使用される教科書については、規定により、基本的に同一の教科書を4年間採択しなければならないとされていること。
- 特例として義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則第6号各号に掲げる場合には、異なる教科書を採択できる。それ以外には、採択替えを行うことはできない。

(5) 教科書の採択に関する情報の公表について

- 採択権者である教育委員会並びに国立学校及び私立学校の学校長に対して、努力義務が課されているところであるが、その公表状況は未だ不十分と考えられることから、採択結果及びその理由をはじめとする教科書の採択に関する情報の積極的な公表に取り組み、採択に関する説明責任を果たすことが求められること。

(6) ユニバーサルデザインに関する配慮について

- 障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものであることが重要であることから、各教科書発行者において、教科書のユニバーサルデザイン化に向けた取組が進められている。各採択権者においても、教科書の採択に係る調査研究に当たっては、教科書が障がいその他の特性の有無にかかわらず児童生徒にとって読みやすいものになっているかどうかについても比較検討することが望ましいこと。

3 令和8年度の教科書採択における留意事項について

(1) 小・中学校用教科書について

- 令和7年度は、法令に基づいて、前年度と同一の教科書が採択される。ただし、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律（以下「無償措置法」という。）第14条及び義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行令（昭和39年政令40号。以下「無償措置法施行令」という。）第15条の規定に基づき、義務教育諸学校の教科用図書の無償措置に関する法律施行規則（昭和39年文部省令第2号。以下「無償措置法施行規則」という。）第6条各号に掲げる場合は、異なる教科書を採択することができること。

(2) 特別支援学校の小・中学部用教科書について

① 小学部

- 令和5年度に採択したものと同一の教科書を採択しなければならないこと。ただし、下記の(4)のとおり、学校教育法附則第9条第1項に規定する教科書の採択を行う場合は、異

なる教科書を採択することができる。

② 中学部

- 全ての教科書について、令和7年度に採択したものと同一教科書を採択することができること。その際、「特別支援学校用（小・中学部）教科書目録（令和8年度使用）」に登載されている中学部用の教科書のうちから採択すること。

（3）学校教育法附属第9条第1項の規定による教科用図書について

- 特別支援学校及び特別支援学級においては、学校教育法附則第9条第1項の規定により、教科書目録に搭載されている教科書以外の教科用図書を採択することができること。その際、採択権者は教科の主たる教材として教育目標の達成上適切な図書を選定すること。